

# 令和元年度 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金

## 3次募集要領

### 【募集期間】

令和元年10月1日（火）～令和元年11月8日（金）

### 【募集に関する相談対応】

令和元年10月1日（火）～令和元年11月8日（金）

9:00～12:00, 13:00～17:00／月曜日～金曜日（祝日を除く）

※応募の相談は公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）でおこないます。

※17:00以降は応募に応じられませんのでご注意ください。

※ご相談・お問合せについては、お電話・メール等で担当までお願いいたします。

### 【留意点】

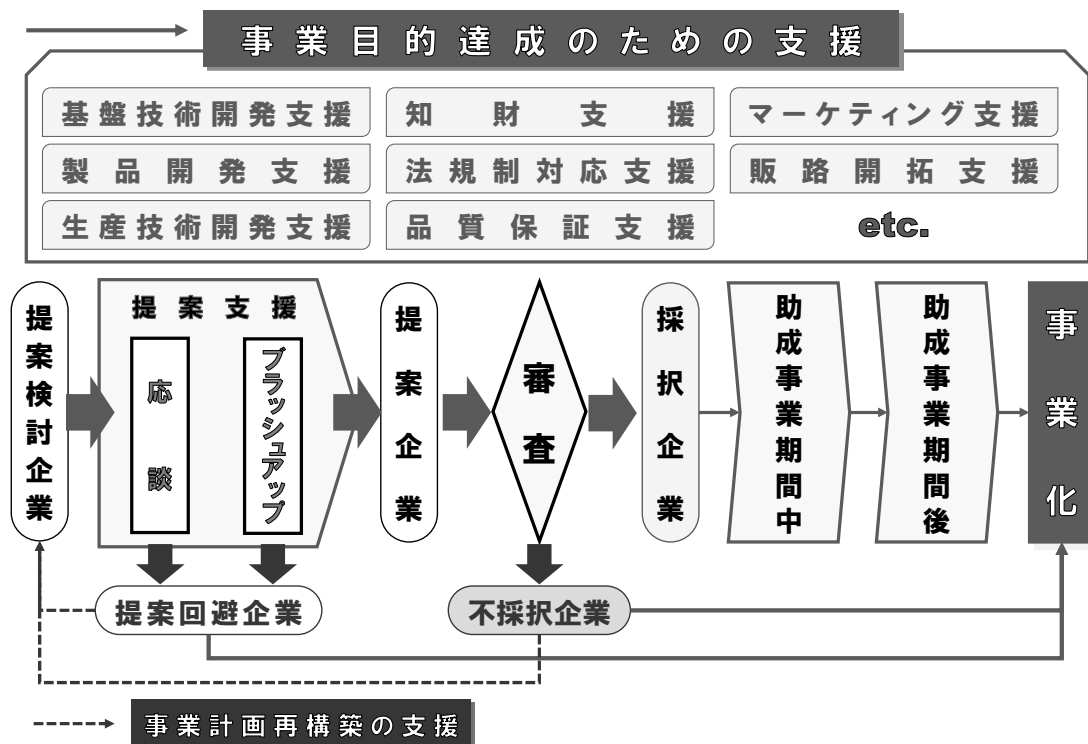
- ① 助成金提案書を提出された場合でも、募集要件を満たさない場合や事業計画書の内容等によっては、応募を受けできない場合があります。
- ② 助成金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記載をしないでください。
- ③ 偽りその他不正な手段により、助成金を不正に受給した疑いがある場合、必要に応じて産振構が助成金の受給者に対し、現地調査等をおこないます。
- ④ 上記の調査の結果、不正が認められた場合、助成金の交付決定を取消すとともに、支払われた助成金の額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、産振構から新たな助成金等の交付を一定期間おわないこと等の措置を執るとともに事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑤ 産振構から助成金の交付決定を通知する前に発注等をおこなった経費については、助成対象の経費とはなりません。

公益財団法人ひろしま産業振興機構

## I 事業目的と概要

この助成金は、中小・ベンチャー企業の新事業展開や新たなビジネスモデルの構築など、成長に向けたチャレンジを資金面（助成金）や専門的アドバイス等により支援し、さらに、国・県・産振構等の事業活用や連携により中小・ベンチャー企業の成長の加速及び企業の活性化を図り、もって地域産業の振興に寄与することを目的とします。

【支援スキーム】



## II 事業の対象者

この助成金の応募対象者は、広島県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者です。中小企業者とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第2条に定める、下表の業種ごとに資本金基準と従業員基準のいずれか一方の基準を満たす事業者のことです。

業 種	資本金基準	従業員基準
製造業，建設業，運輸業及びその他（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ・チューブ製造業・工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービスマ業（下記以外）	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

※ただし、以下の項目に該当するいずれかの中小企業者は除きます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している者
- ・発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している者
- ・役員の総数の2分の1以上が大企業の役員又は職員を兼ねている者

### Ⅲ 助成対象事業

中小・ベンチャー企業が、付加価値や利益率の向上や、新たな需要や雇用の創出等に向け、成長を加速するための次に掲げる新たな取り組み。

- (1)革新的な研究・技術開発や試作品開発及び生産プロセスの改善等
- (2)革新的なサービスの創出やサービス提供プロセスの改善等
- (3)新たなビジネスモデルの構築等
- (4)地域の特性や自らの基盤技術・サービスの優位性を活かした、ブランドの構築や新たな価値創造等
- (5)第四次産業革命に向けて、IT・IoT・AI等を活用した生産性向上や開発等

※販路開拓のみの事業は、応募することができません。

※新たな需要や付加価値の向上が期待できるなどの成長性が審査できるよう、売上高の目標を具体的な根拠に基づき設定するとともに、事業化に向けた体制やスケジュールについて明記し、この事業の助成対象期間の終了後おおむね3年以内を目処に事業化を達成することを目標にしてください。

### Ⅳ 助成対象経費

助成対象となる経費は、この事業の遂行上での必要性が認められるものであり、かつ、その金額の妥当性が証拠書類によって明確に確認できるものです。生産を目的とした機械装置備品の導入（技術開発等と併用する場合も含む。）に要する費用等、営利活動に直結する経費、他の研究開発にかかる経費は助成対象外となります。具体的には、以下のとおりです。

なお、消費税及び地方消費税は助成対象となりません。

※助成対象経費の計上にあたって不明な点については、産振構にお問い合わせください。

#### 1 助成対象区分

助成対象経費区分	助成対象経費の内容
開発費	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術・製品開発やサービス創出及びビジネスモデルの構築（以下、「開発」という。）に要する原材料、部品等の購入に要する経費</li><li>・開発の試作、原材料の加工、試料の製造、試験・分析等の外注委託に要する経費</li><li>・開発に必要な試験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費</li></ul>
機械装置・測定器具等費	<ul style="list-style-type: none"><li>・本事業に必要な機械装置・測定器具の購入、改良・据付に要する経費</li><li>※20万円未満に限る。（中古品の購入費用は、助成対象外です。）</li><li>・本事業に必要な機械装置・測定器具のリース、レンタルに要する経費</li></ul>

専門家による指導費	・専門知識を有する者に専門家として依頼して指導・相談を受ける際に要する経費（謝金及び旅費等）
諸経費	・知的財産取得費（日本の行政庁に納付される出願手数料等は除く） ・資料購入費 ・調査費 ・法定検査費・検定料等に必要経費 ・本開発を行うために直接必要な従業員の旅費 ・ライセンス等利用費 ・クラウド利用費
直接人件費 ※IT 関連開発に限る。	・本開発に直接関与する者の直接作業時間に要した人件費 （人件費単価は原則、健保等級単価一覧表にしたがい設定します。）
その他の経費	・その他、特に必要と認められる経費

## 2 助成対象経費の取扱規則

- (1) 助成対象経費は、交付決定後に発注又は契約し、助成対象期間中に検収及び支払いが完了するものに限られます。 ※直接人件費は要相談
- (2) 助成事業の経理は、他の経理と明確に区分して経理してください。
- (3) 助成金の支払いは、原則、助成事業終了後の実績報告書の提出に基づく額の確定後に精算払いでおこないます。従って、助成金が支払われるまでの資金手当が必要となります。
- (4) 助成対象経費の支払いは、原則金融機関への振込によりおこなってください。また、支払いをする際に、助成対象経費以外の経費との同一支払いはしないでください。やむを得ず他の経費と同一で支払いをしなければならない場合は、その明細を明確に整理してください。
- (5) 実績報告の際の精算時に、助成対象経費の明細と支払いに関する見積書、納品書、請求書及び支払いの事実を証する金融機関の振込金受取書を提出する必要があります。これらの書類が提出されない場合は助成対象経費とすることができません。

## 3 助成率

助成対象経費の2/3以内

## 4 助成限度額

上記Ⅲの助成対象事業のうち、(1)～(4) 300万円以内、(5) 500万円以内

## 5 助成対象期間

交付決定日～令和2年9月30日

## 6 助成事業の併用禁止

実質的に同一内容の事業計画（相当程度重なる場合を含む。）について、他の助成制度を利用する場合はこの助成事業を利用することはできません。

## V 採択の方法

採択者は、書類審査及び審査委員会での評価に基づき決定します。

審査委員会の日程（11月下旬予定）及び採否結果については、別途書面等で通知します。

（採否結果に関する問い合わせには応じられませんのでご了承ください。）

また、採択された場合であっても、予算の都合により助成金を減額する場合があります。

採択者は、審査委員会での意見等を踏まえた交付申請書を提出いただいた後、交付決定となります。

なお、採択になった場合は、事業者名、助成事業の事業計画名及び事業概要を公表することについて申請者の了解を得たものとして取扱います。

### 1 採択基準

事業計画書等に基づき、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択します。

#### (1) 実現性

事業化スケジュールや事業化への実施体制が確立されており、かつ事業化への課題及び解決策が明確であり、事業計画の実施が確実で実現可能性が高いこと。

- ①開発目標の妥当性
- ②開発の実施体制
- ③事業計画の妥当性
- ④事業化の実施体制

#### (2) 発展性・市場性

ターゲットである市場は、規模や顧客ターゲットから戦略的なチャレンジに値するもので、かつ将来にわたり段階的に発展、飛躍していく可能性が高いこと。

- ①市場獲得の可能性
- ②成果の発展性

#### (3) 新規性・独創性

自社又は他社の既存サービス・既存製品等との差異は具体的であり明確であること。

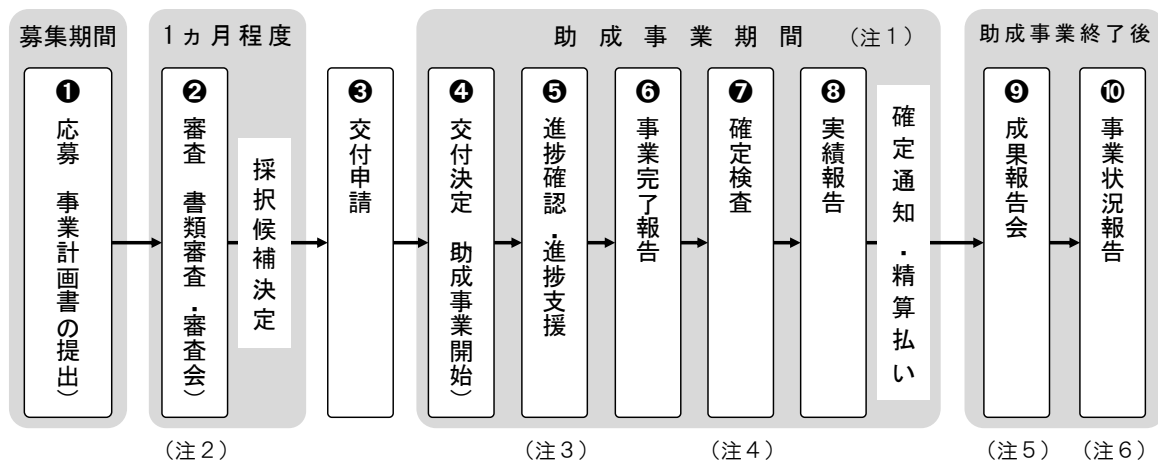
- ①取り組みのチャレンジ性
- ②ポテンシャル・技術力

#### (4) 地域貢献度

地域企業間の新たな連携・商取引の促進につながるなど、地域経済への波及が高いこと。

- ①県内産業の高度化への貢献
- ②県内経済への波及効果
- ③県内雇用への波及効果

## 2 助成事業のスケジュール



(注1)：助成対象期間は概ね8ヶ月とし、交付決定日から当該年度の9月30日までです。

また、期間中に必要書類を随時提出いただきます。

(注2)：書類審査及び申請者によるプレゼンテーションにより採択を決定します。

(注3)：進捗状況の把握（アドバイス）は、産振構が指名した専門家等による現場ヒアリングの実施及びその他対応を行います。

(注4)：確定検査後、確定金額により請求書を提出いただき支払いとなります。

(注5)：助成事業の成果を検証し、事業化に向けた方策を見出すための成果報告会を開催します。

(注6)：事業終了後5年間提出いただきます。

## 3 交付決定の取消し

決定条件・報告義務の不履行、虚偽の申請等の不正事由や助成金の目的外使用、他の助成制度との併用等が発覚した場合は、交付決定を取り消すことがあります。既に助成金の支払いが行われている場合は返還義務が生じます。

## VI 助成事業者の義務

この助成金の交付決定を受けた場合は、次の事項を遵守していただきます。

- 1 助成事業の内容を変更する場合は、事前に承認を受けること。
- 2 助成事業を中止又は廃止する場合は、事前に承認を受けること。
- 3 助成事業が予定の期間内に完了しないおそれがある場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告して指示を受けること。
- 4 事業期間中において、助成事業者は、助成事業の内容遂行及び収支の状況について、産振構から要求があったときは速やかに状況報告し対応すること。  
※別途、進捗状況把握や専門家からのアドバイス等を行う場合があります。
- 5 助成事業を完了したときは、速やかに事業完了届を提出すること。
- 6 助成事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は10月15日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出すること。

- 7 助成事業終了後、この事業で得られた成果の事業化や後続の支援制度への発展に資することを目的に、この事業計画の目標の達成度、事業化の進捗等について、成果報告会で説明すること。
- 8 産振興が助成事業の成果の普及を図るときは、これに協力すること。
- 9 助成事業の経理書類については、交付年度終了後5年間、産振構からの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。
- 10 令和3年度から7年度までの5年間、毎年4月30日までに、助成事業の成果についての事業化状況報告書を提出すること。
- 11 助成事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、助成事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って運用を図ること。
- 12 令和8年3月31日までに、助成事業に基づく発明や考案に関し、知的財産権の出願若しくは取得をした場合、又はその取得した知的財産権の譲渡若しくは実施権の設定等をした場合、その内容を速やかに届出すること。

## Ⅶ 申請の方法

### 1 受付期間

令和元年10月1日（火）～令和元年11月8日（金）（17：00必着）  
月曜日～金曜日（祝日を除く）

### 2 提出書類

- (1) 中小・ベンチャーチャレンジ応援事業助成金提案書  
提案書に添付する各様式（A4縦）は、本財団のホームページからダウンロードが可能です。
- (2) 提案書の電子媒体  
メールによるファイル送信、CD-R等各種メディアのいずれでも結構です。
- (3) 直近2期分の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費一般管理費内訳書・製造原価報告書）
- (4) 事業税納税証明書（滞納なし証明書）
- (5) 提出書類チェックシート

### 3 提出方法

郵送・宅配又は直接持参してください。郵送・宅配の場合は、封筒の表に「チャレンジ応援事業」と朱書きし、提出してください。

### 4 提出先

公益財団法人 ひろしま産業振興機構  
ものづくり革新統括センター 開発支援担当（担当：橋本、江盛、宮本）  
〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ3F  
TEL 082（240）7712 FAX 082（242）7709  
E-mail [h\\_challenge@hiwave.or.jp](mailto:h_challenge@hiwave.or.jp) URL <https://www.hiwave.or.jp/>